

5. 地域包括支援センターの体制整備等について

(1) 地域包括支援センターに係る介護保険部会等の議論について

令和7年12月25日に取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」において、地域包括支援センターは、医療・介護連携を始めとする地域のネットワークづくりや、地域における社会資源の創出など、地域全体の支援を担う役割を發揮できることが重要とされたところ。

特に、頼れる身寄りがいない高齢者等への生活課題については、地域の適切なつなぎ先が明確化されていないこと等により、ケアマネジャー等がシャドウワークとして実施せざるを得ないケースも増加していることから、地域課題として地域全体で対応を協議することが必要であり、市町村が主体となって、地域ケア会議等を活用して地域課題として議論し、制度の活用や地域資源の活用を含めて、必要な資源を整理するとともに、必要な関係者・関連事業につなげていくことが考えられる。また、地域において、頼れる身寄りがいない高齢者等に対する相談体制の充実を図るため、地域包括支援センターが実施する包括的支援事業（総合相談支援事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業）において、頼れる身寄りがいない高齢者等への相談対応や課題対応を行うことを明確化し、住民を含めた地域の関係者との協働や多機関連携の役割を更に發揮できるようにすることも重要である。

一方で、地域包括支援センターの業務量過多、地域での連携機関の不足といった課題が指摘されており、地域包括支援センターの更なる業務負担軽減や、居宅介護支援事業所における円滑なケアマネジメントを促進する観点から、利用者の属性を問わず、介護予防ケアマネジメントについても居宅介護支援事業所による直接実施を可能とすることが適当であるとされた。

加えて、地域包括支援センターは、災害や感染症等の発生時において、支援が必要な高齢者の把握や関係機関との連絡調整など、各地域において重要な役割を有することから、地域包括支援センターとしての業務継続計画（BCP）の策定を義務化し、市町村と連携して体制を整備することを通じて、有事に備えた平時からの業務整理、地域における関係構築、訓練の実施等に活かすことが必要とされた。

厚生労働省においては、今後、これらの事項に係る必要な制度改正を検討しているところであるが、これらの改正に係る自治体及び地域包括支援センターに向けた支援策として、以下について今後周知を行う予定であり、地域包括支援センターを始めとする関係者への周知と活用をお願いしたい。

- ・頼れる身寄りがいない高齢者等への支援に関する事例をもとに、地域における議論の場の設置や議論のプロセス、地域資源の整理・開発に向けた取組の可能性を提示したガイドブックを作成中。（令和7年度老人保健健康増進等事業「身寄りのない在宅高齢者への支援に関する調査事業」（実施主体：株式会社日本総合研究所））
- ・BCP 策定を含め地域包括支援センターにおける災害等に備えた体制整備を図っていくための好事例収集や自治体及び地域包括支援センター向けハンドブックを作成中。（令和7年度老人保健健康増進等事業「地域包括支援センターの役割を踏まえた業務継続計画（BCP）にもとづいた災害等に対する市町村の体制整備に係る調査研究事業」（実施主体：株式会社野村総合研究所））

また、過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組みについては、社会保障審議会福祉部会報告書（令和7年12月18日）において取りまとめられたところであり、詳細は社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室資料を参照いただきたい。

(2) 地域包括支援センターの事業評価について

地域包括支援センターの事業評価については、令和6年6月に見直された新たな指標による評価を令和7年度より開始したところ。新指標では、地域包括支援センターが地域の分析結果を踏まえた中長期的な視点に立った対応を行うことができているかを評価する項目の新設、アウトプット指標や中間アウトカムの新設、市町村が選択可能な任意の項目の設定などを行っており、令和7年度老人保健健康増進等事業「市町村における地域包括支援センター事業評価指標の分析に関する調査研究事業」（実施主体：一般社団法人東大看護学実装普及研究所）において、これらの新設項目を含め、全国の事業評価に係る実態把握を行うとともに、地域包括支援センターの機能強化に資するよう、市町村及び地域包括支援センターへのフィードバック方法の検討及び活用可能なツールの策定等を行っている。（参考資料1参照）

2月20日に、令和7年度に実施した事業評価に係るフィードバック及びツールを各都道府県にお示したところであり、各都道府県におかれては、管内市町村へ配布いただくとともに、市町村と地域包括支援センターが相互にコミュニケーションを取り、センターが日頃抱える課題の整理や、人員体制の検討、事業計画や関連事業の見直し等に役立てていただくよう、検討・支援をお願いしたい。

(3) 介護保険事業費補助金（地域包括支援センター等における ICT 等導入支援事業）について

認知症の方やその家族を含めた包括的な支援・権利擁護を図るために、多様な世代の家族介護者や地域住民が地域包括支援センターにアクセスしやすい環境整備等を行うことが重要である。また、地域包括支援センターの負担の軽減を進めながら、効率的に介護予防支援・介護予防ケアマネジメントや総合相談支援事業に取り組み、より多くの相談のニーズに対応することや、複雑化・複合化した地域の課題にきめ細やかに対応できるようにすることが重要となる。

このため、令和7年度補正予算（令和8年度へ繰越予定）において、地域包括支援センターに介護予防サービス計画の検証等に資するデータ連携や総合相談支援事業の効果的な実施に資するデータ共有システムの構築や、業務負担軽減やアクセスしやすい環境整備に資する ICT 機器の導入に係る費用の補助を行うこととしており、各市町村における積極的な活用等をお願いしたい。（参考資料2参照）

(4) 介護保険事業費補助金（災害等への備えに資する地域包括支援センターにおける体制整備モデル事業）について

(1)に記載したとおり、地域包括支援センターは、災害や感染症等の発生時において、支援が必要な高齢者の把握や関係機関との連絡調整など、各地域において重要な役割を有する。

このため、業務継続計画（BCP）の策定を含め、災害等の有事に備えて自治体と連携した体制整備を行うことが重要であり、令和7年度補正予算（令和8年度へ繰越予定）において、市町村における関係機関・関係者間の協議の場やネットワークの構築、地域包括支援

センターにおける BCP 策定やそのための業務整理、自治体や地域の関係者と連携した BCP に基づく訓練等の実施といった取組を先行的に行う市町村に対する支援を行うこととしており、各市町村における積極的な活用等をお願いしたい。（参考資料 3 参照）

なお、実施市町村は 20 市町村を予定しており、全国における先立つ事例として、その取組の背景、課題、実績等について実績報告による厚生労働省への事例提供を行うほか、可能な限り、厚生労働省又は関連事業によるヒアリング等に協力いただくこととしているので、ご承知おき願いたい。

（５）生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業の拡充について

地域支援事業のうち包括的支援事業を活用して、地域づくりを進める観点から、令和 8 年度予算案において、生活支援体制整備事業における「生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業」の拡充について必要な予算を計上しているところ。各市町村においては、積極的な活用について検討いただきたい。（参考資料 4 参照）

① 事業内容

独居高齢者に対する支援、孤独・孤立対策の推進、育児と介護を同時に行う者（いわゆるダブルケアラー）やヤングケアラーをはじめとする家族介護者に対する支援など、地域包括支援センターに期待される役割は高まっているが、こうした複雑化・複合化した地域課題に対応するためには、地域包括支援センターのみが業務を負担するのではなく、地域包括支援センターが中心となって、地域の関係者とのネットワークを活用しながら総合相談支援機能を充実させることが必要である。

このため、令和 7 年度より、市町村において、生活支援コーディネーターが地域包括支援センターと連携しながら、地域住民への個別訪問や相談対応等を通じ、複雑化・複合化した地域課題に対応するための地域づくりに取り組む事業（生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業）を実施することができることとしている。

② 拡充内容

令和 8 年度においては、上記に加え、家族介護者の支援ニーズに沿った対応を充実するため、生活支援コーディネーターによる家族介護者に係る地域課題に対応するためのネットワークづくりを支援する。

具体的な実施内容としては、既存の

- ・ 地域包括支援センターとの連携のもと、複雑化・複合化した課題を抱える世帯を対象とした個別訪問や相談対応
- ・ 社会福祉協議会、子育て支援の相談窓口、ハローワーク等の関係機関のほか、銀行や飲食店などの地域の多様な主体からの情報収集・関係者間のネットワークづくり
- ・ 地域包括支援センターを含む地域のネットワークを活用した、適切な支援へのつなぎや資源開拓

に加えて、

- ・ 就業している家族介護者への支援を念頭においた企業や都道府県労働局等との連携やネットワークづくり

等を生活支援コーディネーターが実施することを想定している。

拡充に伴い、生活支援コーディネーターによる家族介護者支援にかかる地域課題に対応するためにネットワークづくりを行う場合には、本事業の既存の標準額（1 市町村あたり 8,000 千円（本事業を担う生活支援コーディネーターを地域包括支援センタ

一以外に配置する場合や重層的支援体制整備事業として実施する場合は4,000千円)に加えて、800千円を標準額に加算することを可能とする予定である。

【参考】地域支援事業実施要綱における記載案（調整中の案であり変更がありうる。）

エ 生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業

独居高齢者に対する支援、孤独・孤立対策の推進、育児と介護を同時に行う者（いわゆるダブルケアラー）やヤングケアラーをはじめとする家族介護者に対する支援など、地域包括支援センターに期待される役割は高まっているが、こうした複雑化・複合化した地域課題に対応するためには、地域包括支援センターのみが業務を負担するのではなく、地域包括支援センターが中心となって、地域の関係者とのネットワークを活用しながら総合相談支援機能を充実させることが必要である。

このため、市町村は、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が、地域包括支援センターと連携しながら、地域住民への個別訪問や相談対応等といった個別の対応を通じ、複雑化・複合化した地域課題に対応するための地域づくりに取り組む事業を実施することができる。

(ア) 実施内容

複雑化・複合化する地域課題に対応するための地域づくりに取り組むため、個別の対応から地域課題の把握を行うとともに、地域の多様な主体とともに課題解決に向けた対応を行う。具体的には以下のような取組が想定されるが、これらは例として示すものであり、本事業の趣旨に沿う内容であれば地域の实情に応じて多様な取組を実施することが可能である。

- ・ 地域包括支援センターとの連携のもとで、複雑化・複合化した課題を抱える世帯を対象とした個別訪問や相談対応を行い、個別の対応から地域課題の把握等を行う。
- ・ 社会福祉協議会、民生委員・児童委員、子育て支援の相談窓口、ハローワーク等の関係機関・関係者のほか、銀行や飲食店などの地域の多様な主体からの情報収集を行うとともに、課題に対応するための関係者間のネットワークづくりを行う。また、就業している家族介護者への支援を念頭に置き、企業や都道府県労働局等との連携やネットワークづくりを行う。
- ・ 地域包括支援センターや地域の多様な主体を含む地域のネットワークを活用し、課題を抱える者の適切な支援へのつなぎや課題に対応するための資源開拓を行う。

(イ) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置方法

個別の対応にあたって地域包括支援センターとの連携が重要であることから、原則として地域包括支援センターに配置された生活支援コーディネーターが本事業の実施を担うこととする。

ただし、情報共有から課題への対応を含めて地域包括支援センターと密接な連携を行うことができると市町村が判断する場合には、地域包括支援センター以外の場所に配置された生活支援コーディネーターが本事業の実施を担うことも可能である。

(ウ) 留意事項

密接な連携が行えることを前提に、地域包括支援センターの設置者と生活支援コーディネーターの所属が同一であることは問わないこととし、例えば市町村直営の地域

包括支援センターに委託を受けた生活支援コーディネーターを配置して本事業を実施することも可能である。

また、既に配置されている第1層・第2層の生活支援コーディネーターが本事業の実施を担うことも可能であるほか、既存の協議体をはじめとした地域のネットワークとの接続を図ることも重要である。

なお、家族介護者に対する支援にあたっては、別記4任意事業の3(2)家族介護支援事業や市町村の一般施策として実施する各支援策に加え、仕事と介護の両立支援施策と協働のうえ実施することが重要である。

【参考】地域支援事業交付金交付要綱における記載案(調整中の案であり変更がありうる。)

(交付額の算定方法)

4 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。

ア～ウ (略)

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
包括的支援事業(社会保障充実分)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業の実施 8,000 千円 ※ ただし、地域包括支援センター以外に配置された生活支援コーディネーターが本事業の実施を担う場合や、重層的支援体制整備事業として実施する場合には4,000 千円とする。 ※ <u>ただし、生活支援コーディネーターによる家族介護者支援にかかる地域課題に対応するためのネットワークづくりを行う場合は、800 千円を加算する。</u> 	(略)	(略)

(6) 家族介護支援事業の再編・充実について

「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」(令和7年6月3日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定)において、「家族介護者への相談支援体制の整備」が挙げられたところ。

市町村における家族介護者への支援は、地域支援事業の任意事業である「家族介護支援事業」により実施いただいているが、複雑化・複合化した課題を抱える高齢者やその家族の多様なニーズに応えられるよう、また、令和7年10月から施行された改正育児・介護休業法に基づく企業による介護の両立支援の取組(労働者への情報提供や相談窓口設置等)も踏まえたものとなるよう、現在の家族介護者支援に係る実態・ニーズに沿った再編・充実を行う。

具体的には、家族介護者自身への支援に着目した事業となるよう、企業による仕事と介護の両立支援の取組を踏まえ、家族の働き方の希望等に配慮した相談体制整備に資するよう家族介護者支援に係る相談窓口の設置や、企業等や家族介護者同士を含む地域全体でのネットワーク構築等に係るメニューを創設することとしている。（参考資料5参照）

なお、令和7年度老人保健健康増進等事業「複雑化・複合化した課題を抱える高齢者とその家族を支えるための地域支援事業における家族介護者支援のあり方に関する調査研究事業」（実施主体：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）において、現在の家族介護者支援の実態やニーズに沿った先行例として、企業等と連携した支援や家族介護者同士のピアサポートなどの様々な取組を紹介した事例集を現在作成中であり、今後、周知及び活用をお願いしたい。

【参考】地域支援事業実施要綱における記載案（調整中の案であり変更がありうる。）

（2）家族介護支援事業

要介護被保険者を現に介護する者（以下、本項目において「家族介護者」という。）の支援のため必要な事業を実施する。複雑化・複合化した課題を抱える高齢者やその家族の多様なニーズに応えられるよう、また、家族の働き方の希望等を踏まえたものとなるよう、各市町村における家族介護者支援に係る実態・ニーズに沿って以下の取組を実施することができる。なお、家族介護者に対する支援にあたっては、別記3包括的支援事業（社会保障充実分）の2（3）エ「生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業」や市町村の一般施策として実施する各支援策に加え、仕事と介護の両立支援施策と協働のうえ実施することが重要である。

ア 家族介護者への個別・集団支援

家族介護者自身の生活・人生の質の向上、心身の状態の維持・改善を目的とした、家族介護者支援に係る相談窓口の設置、家族の働き方等に配慮した相談対応ができる体制の整備、家族介護者同士の交流・意見交換の場の開催を行う。家族の働き方等に配慮し、オンラインによる相談対応や交流会等の実施も想定される。また、家族介護者支援に係るアセスメントの質の向上に資する研修やツールの作成等を行うことも可能である。

イ 地域でのネットワーク構築

家族介護者支援に係る関係者の連携強化を目的とした、企業を含む地域の関係者や家族介護者同士による地域でのネットワーク構築、仕事と介護の両立支援のため企業等に出向いての教室・講座の開催、家族介護者支援に係るピアサポーターの育成・活動支援を行う。

ウ ニーズ把握・事業評価

家族介護支援事業をより効果的かつ効率的に実施することを目的に、事業実施に係るニーズ把握や事業評価を行う。例えば、いわゆるダブルケアラー、ヤングケアラー、8050問題など複雑な課題を抱える家族を含め、地域の家族や関係機関等へのアンケートやヒアリング等を通じた実態把握を行った上で、事業の計画・実施・評価・改善を行う。

エ 介護教室の開催

要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催する。

オ 認知症高齢者等見守り事業

地域における認知症高齢者等の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、認知症の人が行方不明になった場合に早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者等に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問等を行う。

カ 家族介護継続支援事業

家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした以下の事業とする。

(ア) 健康相談・疾病予防等事業

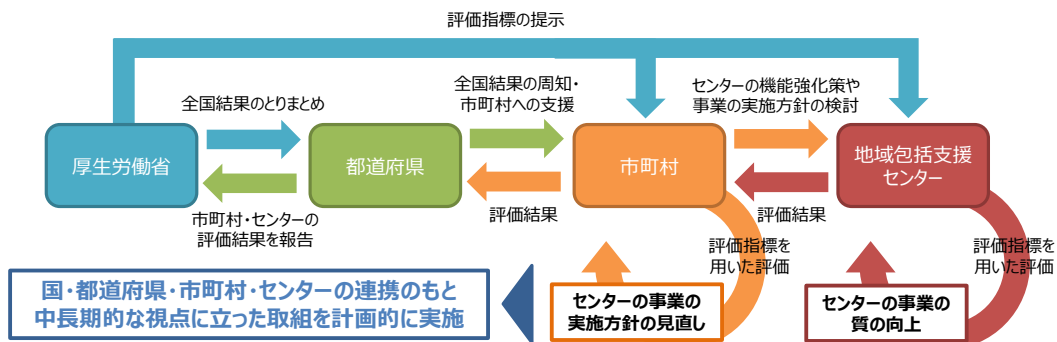
家族介護者に対するヘルスチェックや健康相談の実施による疾病予防、病気の早期発見等を行うための事業

(イ) 介護自立支援事業

(略)

地域包括支援センターにおける計画的な取組推進のための事業評価について

- 地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。地域の関係者とのネットワークの下、総合相談支援などの包括的支援事業や介護予防支援等の支援を行うとともに、こうした取組を通じて**市町村と一体となって地域課題の把握やその対応策の検討等を行うことが期待される。**
- 地域包括支援センターが求められる機能を発揮するためには、**業務負担軽減を含めた業務改善を推進するとともに、中長期的な視点に立った取組を市町村が計画的に進めていくことが重要。**
- そのため、**地域包括支援センターの設置者は、実施する事業について自己評価を行い、質の向上を図ること、市町村は、定期的に地域包括支援センターの事業の実施状況について評価を行い、必要に応じて事業の実施方針の見直し等の措置を講じること**されている。(介護保険法115条の46第4・9項)



【参考】介護保険法115条の46（抜粋）

4 地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない。

9 市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行うとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講じなければならない。

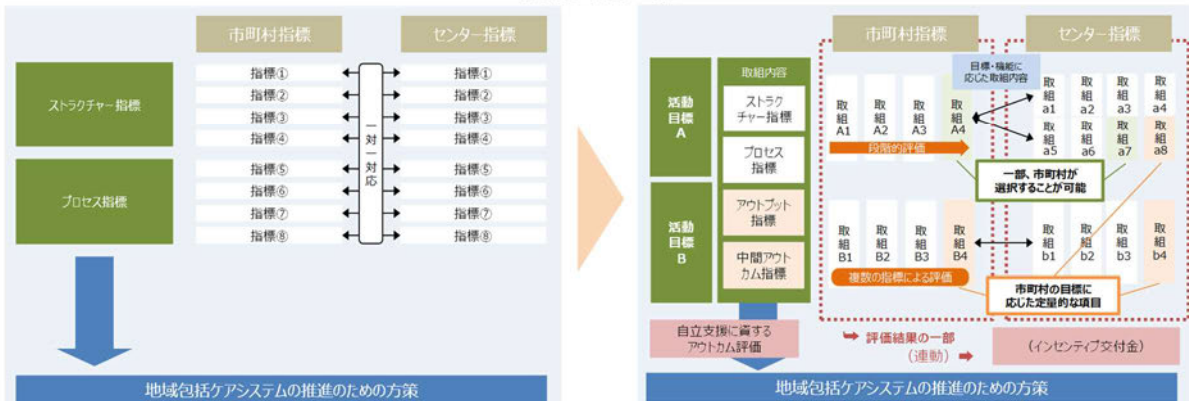
地域包括支援センターの事業に係る評価指標の見直しについて

地域包括支援センターの事業に係る国が定める評価指標については、策定から5年間、センターが行う最低限の業務チェックリストとして、また、センターと市町村との連携強化のためのコミュニケーションツールとして寄与してきたところ、今般、法の趣旨を踏まえ、より一層センターが地域包括ケアシステムの中核機関としての機能を果たすための事業を効果的に実施できるよう、**評価指標の体系化・簡素化**を図りつつ、**市町村の目標や地域の状況に応じた柔軟な評価**を行うための見直しを行う。

<見直しの具体的なポイント>

- ① 目標ごとに指標を統合し**体系化・簡素化**を図るとともに、センター指標・市町村指標を一対一対応ではなく、個々の機能に応じた内容に見直し
 - ② 人口規模や地域課題等の圏域ごとの状況を踏まえた評価を行うことができるよう、**段階的項目**や**選択的項目**を指標として設定
 - ③ 中長期的な視点に立った目標に応じた達成状況の評価を定量的に行うため、**アウトプット指標**・**中間アウトカム指標**を設定
- ※ このほか評価を可視化（数値化）できるよう市町村が柔軟に項目ごとの配点を設定できるよう見直し

(見直しのイメージ)



(参考資料 2)

令和7年度補正予算 29百万円

老健局認知症施策・地域介護推進課 (内線3982)

施策名: 地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業

① 施策の目的

認知症の方やその家族を含めた包括的な支援・権利擁護を図るため、地域包括支援センターへのICT等の導入支援を行い、多様な世代の家族介護者や地域住民がアクセスしやすい環境整備を行う。

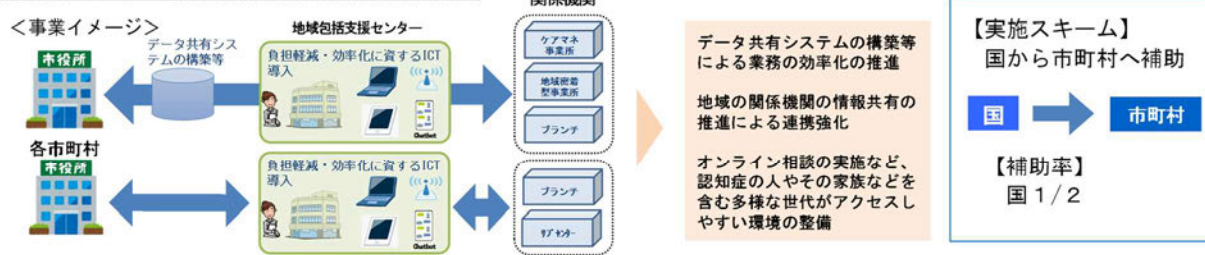
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

地域包括支援センターに対し、ICT等導入支援に係る以下の経費の助成を行う。
 ・介護予防サービス計画の検証等に資するデータ連携や総合相談支援事業の効果的な実施に資するデータ共有システムの構築
 ・業務負担軽減(※テレワーク体制の整備も可能)やアクセスしやすい環境整備に資するICT機器の導入

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

地域包括支援センターに限られた人材の中で書類作成に要する時間を縮減するなど、効率的に介護予防支援・介護予防ケアマネジメントや総合相談支援事業に取り組むことで、より多くの相談のニーズに対応することが可能となるほか、複雑化・複合化した地域の課題にきめ細やかに対応することが可能となる。

(参考資料 3)

令和7年度補正予算 38百万円

老健局認知症施策・地域介護推進課 (内線3894、3982)

施策名: 災害等への備えに資する
地域包括支援センターにおける体制整備モデル事業

① 施策の目的

地域包括支援センターは、災害や感染症等の発生時に、要支援者の把握や関係機関との連絡調整など各地域において不可欠な役割を有する。そのため、業務継続計画(BCP)の策定を含め、災害等の有事に備えて自治体と連携した体制整備を行うことが重要である。

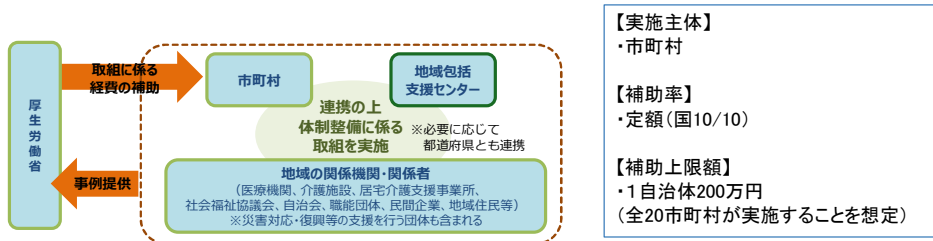
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○						○			

③ 施策の概要

地域包括支援センターにおける災害等の有事に備えた体制を整備するために、市町村における関係機関・関係者間の協議の場やネットワークの構築、地域包括支援センターにおけるBCP策定やそのための業務整理、自治体や地域の関係者と連携したBCPに基づく訓練等の実施といった取組を先行的に行う市町村に対する支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

地域包括支援センターが市町村と連携してBCP策定や地域の関係機関・関係者間のネットワーク構築に取り組むことにより、有事に備えた体制が整備されるとともに、平時からの役割・業務の整理や地域の関係構築にもつながる。

(参考資料 4)

拡充 生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業 老健局認知症施策・地域介護推進課 (内線3982)

1 事業の目的

令和8年度当初予算案 地域支援事業1,807億円の内数(1,800億円の内数) ※()内は前年度当初予算額 ※下線部分が拡充分

- 独居高齢者に対する支援、孤独・孤立対策の推進、育児と介護を同時に行う者(いわゆるダブルケアラー)やヤングケアラーをはじめとする家族介護者に対する支援など、地域包括支援センターに期待される役割は高まっている。
- 他方、こうした複雑化・複合化した地域課題に対応するためには、センターのみが業務を負担するのではなく、センターが中心となって、地域の関係者とのネットワークを活用しながら総合相談支援機能を充実させることが必要。
- このため、生活支援体制整備事業について、個別訪問や相談対応等を通じ、複雑化・複合化した地域課題に対応するための地域づくりに取り組む生活支援コーディネーターの活動を支援する。 ※重層的支援体制整備事業の実施自治体は、既存の取組で同様の機能を担うことが想定される。
- 加えて、家族介護者の支援ニーズに沿った対応を充実するため、生活支援コーディネーターによる家族介護者に係る地域課題に対応するためのネットワークづくりを支援する。

2 事業の概要・スキーム

- 複雑化・複合化する地域課題に対し、**地域づくりの観点から取り組む生活支援コーディネーターの活動**を支援する。
※主に地域包括支援センターに配置される生活支援コーディネーターの活動を想定(関係機関に委託することも可とする)
- 想定される対象業務は次のとおり。
 - ・ 地域包括支援センターとの連携のもと、複雑化・複合化した課題を抱える世帯を対象とした個別訪問や相談対応
 - ・ 圏域内の社会福祉協議会、子育て支援の相談窓口、ハローワークなどの機関のほか、銀行や飲食店などの地域の多様な主体からの情報収集・関係者間のネットワークづくり
 - ・ 地域包括支援センターを含む地域のネットワークを活用した、適切な支援へのつなぎや資源開拓の実施
 - ・ 就業している家族介護者への支援を念頭においた企業や都道府県労働局等との連携やネットワークづくり



3 実施主体等

【実施主体】 市町村
 【交付率】 国38.5%
 【標準額】 8,000千円
 (地域包括支援センター以外に配置する場合や重層的支援体制整備事業として実施する場合は4,000千円)
 【加算】 800千円
 配置された生活支援コーディネーターによる家族介護者支援にかかる地域課題に対応するためにネットワークづくりを行う場合

(参考資料 5)

拡充 就職氷河期世代等支援としての家族介護者への相談支援体制の充実 老健局認知症施策・地域介護推進課 (内線3982)

1 事業の目的

令和8年度当初予算案 地域支援事業1,807億円の内数(1,800億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

- 「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」(令和7年6月3日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定)において、「**家族介護者への相談支援体制の整備**」が挙げられたところ。
- 市町村における家族介護者への支援は、地域支援事業の任意事業である「**家族介護支援事業**」により実施されてきたが、複雑化・複合化した課題を抱える高齢者やその家族の多様なニーズに応えられるよう、また、改正育児・介護休業法に基づく企業による介護の両立支援の取組(労働者への情報提供や相談窓口設置等)も踏まえたものとなるよう、現在の家族介護者支援に係る実態・ニーズに沿った再編・充実を行う。

2 事業の概要

- 家族介護者自身への支援に着目した事業となるよう、**家族介護支援事業を再編・充実**。
- 企業による仕事と介護の両立支援の取組を踏まえ、家族の働き方の希望等に配慮した相談体制整備に資するよう**家族介護者支援に係る相談窓口の設置や、企業等や家族介護者同士を含む地域全体でのネットワーク構築等**に係るメニューを創設。

家族介護支援事業の主要事業

	事業目的	事業内容(例)
新たに再編・充実	家族介護者への個別・集団支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族介護者支援に係る相談窓口の設置、家族の働き方の希望等に配慮した相談対応(オンライン窓口も想定) ・ 家族介護者同士の交流・意見交換の場(オンライン活用も想定) ・ 家族介護者支援に係るアセスメントの質の向上
	地域でのネットワーク構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業を含む地域の関係者、家族介護者同士による地域でのネットワーク構築 ・ 企業に向かいの教室・講座 ・ ビアサポーターの育成、活動支援
	ニーズ把握、事業評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ いわゆるダブルケアラー、ヤングケアラー、8050問題など複雑な課題を抱える家族の実態把握 ・ アンケート等を通じた事業評価、PDCA
従前より実施	介護教室の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な介護知識・技術、外部サービスの適切な利用方法の習得のための教室
	認知症高齢者等見守り事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症に関する広報・啓発活動 ・ 徘徊高齢者の早期発見の仕組み構築 ・ ホランティア等による見守り訪問
	家族介護継続支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族介護者に対するヘルスチェック、健康相談(健康相談・疾病予防等事業) ・ 特定の要件に該当する要介護者の家族を慰労するための事業(慰労金等の積立)(介護自立支援事業)

※ 社会保障の充実分を活用し、家族介護者に係る地域課題に対応するための地域づくりに取り組む事業を併せて実施可能。
 ※ オンライン窓口の設置・活用に当たっては、「地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業」(令和7年度補正予算)の活用も可能。

3 実施主体等

【実施主体】 市町村
 【交付率】 国 38.5%
 【参考】 「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」(令和7年6月3日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定)

6. 令和8年度地域支援事業交付金について

(1) 令和8年度地域支援事業交付金予算案の概要

令和8年度における地域支援事業交付金・重層的支援体制整備事業交付金に係る予算案については、近年の執行状況等を勘案しつつ、総合事業に係る介護職員等の処遇改善（項目4（4）参照）や家族介護者への相談支援体制の充実（項目5（5）参照）等を踏まえ、1,807億円を計上しているところ。

令和7年度においては、各保険者からの交付希望額の合計が予算額を超過したため、限りある財源を有効的に活用する（国庫返納額の発生を可能な限り防ぐ）観点から、過去の交付金の実績（交付確定額）や国庫返納の有無等を勘案し、交付決定の留保を行ったところである。留保分については、実績報告に基づく交付金の額の確定を行った後、不足する分について令和8年度中に精算交付を行う予定である。

令和8年度においても、令和7年度同様に全国の保険者からの協議状況によっては一部の交付決定を留保するなどの対応も想定しているため、各保険者においては、令和8年度事業の事前協議にあたり、過去の事業の実績額や協議時点での実施状況等を勘案し、地域支援事業の実施のための所要額を適切に見込んでいただきたい。（参考資料1・2参照）

【令和8年度予算案】（括弧内は前年度当初予算額）

- ・ 地域支援事業交付金等：1,807億円（1,800億円）
うち重層的支援体制整備事業交付金分：365億円（336億円）
- ※ 令和7年度同様、令和8年度の執行に関し、全国の保険者からの協議状況によっては一部の交付決定を留保するなどの対応も想定。
- ※ 本交付金は義務的経費であり、仮に当年度中に交付できない状況が生じた場合は翌年度に精算交付を行う。

令和8年度の執行にあたってのスケジュールは以下のとおりを予定しており、交付金執行が円滑に行われるようご協力をお願いしたい。

- ・ 事前協議：令和8年7月～8月頃
- ・ 事前協議に基づく内示：令和8年10月～11月頃
- ・ 調整基準標準事業費額に関する調査：令和8年11月～12月頃
- ・ 総合事業調整交付金の内示：令和9年1月頃
- ・ 交付申請：令和9年1月～2月頃
- ・ 交付決定：令和9年2月～3月頃

なお、財務大臣・厚生労働大臣合意事項として、「第10期介護保険事業計画期間を見据え、保険者の管理の下、多様な主体が参画し、高齢者が多様なサービスから選択することができるよう（…中略…）介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図るための取組について、検討する」こととされていることを申し添える。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の個別協議に関する取扱い

介護予防・日常生活支援総合事業における事業費の上限については、事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額としているほか、特別な事由がある場合は、個別判断により、当該事由により増加する額の範囲内において認める額について上限額の引上げが認められている。

この上限制度については、「令和6年度全国介護保険担当課長会議」でもお示ししたとおり、「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」（令和5年12月27日政令第383号）、「介護保険法施行令第三十七条の第十三第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由」（令和6年厚生労働省告示第19号）の制定により、要件の明確化を行ったところである。

各要件の詳細については、令和6年3月29日に「介護保険法施行令第37条の13第5項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由第5号の規定に基づき厚生労働省老健局長が定める事由について」（老発0329第18号老健局長通知）及び「令和6年度以降における地域支援事業交付金に係る介護保険法施行令第37条の13第5項の厚生労働大臣が認める額の取扱いについて」（老発0329第19号老健局長通知）にて周知しているところであるが、上限超過承認額が取組年度で異なる事由もあるため、令和8年度の事業の実施にあたって改めて参照いただきたい。

なお、4（4）に記載のとおり、令和8年度に総合事業に係る介護職員等処遇改善加算の見直しが行われる予定であることから、当該見直しにおける処遇改善分についても個別協議の対象となるよう上記通知を改正予定であるためご留意願いたい。

※上記2通知については、以下厚生労働省HPに掲載している。

厚生労働省HP：<https://www.mhlw.go.jp/content/001239653.pdf>

（3）介護用品の支給に関する取扱い

地域支援事業における任意事業の「家族介護支援事業」のうち介護用品の支給に係る事業については、「地域支援事業充実分に係る上限の取扱い及び任意事業の見直しについて」（平成27年2月18日厚生労働省老健局振興課事務連絡）及び地域支援事業実施要綱で周知しているとおり、第6期介護保険事業計画以降、原則として任意事業の対象外とした上で、計画期間ごとに実施する場合の支給要件の見直しを行ってきたところである。

第9期介護保険事業計画期間における取扱いについては、「地域支援事業（任意事業）のうち介護用品の支給に係る事業の第9期介護保険事業計画期間における取扱いについて」（令和5年12月22日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）及び令和6年度に改正した地域支援事業実施要綱においてお示ししており、この取扱いが当該期間における例外的な激変緩和措置であることを踏まえ、当該期間における市町村特別給付及び保健福祉事業等への移行を含めた介護用品支給事業の廃止・縮小に向けた取組を着実に実行することとされたい。

（4）地域支援事業における介護情報利活用事業（仮称）について

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第31号）による介護保険法の改正により、被保険者、介護事業者等の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業（介護情報利活用事業（仮称））が地域支援事業として位置づけられ、当該事業に関する規定（介護情報基盤に関する規定）については、令和8年4月1日に施行することを予定しており（詳細は老人保健課資料の6参照。）、これに伴い地域支援事業の上限額の規定についても改正を予定している。

なお、「令和8年度の地域支援事業における介護情報基盤の対応について」（令和8年1月26日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）で周知しているとおり、令和7年度補正予算において介護情報基盤の開発等に必要な経費を補助するための所要の予算が計上されており、令和8年度に各市町村が実施する地域支援事業において、介護情報基盤に関する経費負担は発生しない見込みである。

（5）成果連動型民間委託契約方式（PFS）の推進について

内閣府では、社会課題の解決に対応した成果指標を設定し、成果指標値の改善状況に連動して委託費等を支払うことにより、より高い成果の創出に向けたインセンティブを民間事業者に強く働かせることが可能となる、新たな官民連携の手法である成果連動型民間委託契約方式（PFS:Pay For Success）を推進している。

内閣府では、PFS事業に活用実績のある支援制度等を公開（※）しているので、参考にされたい。

（※）PFS事業に活用可能な支援制度について（内閣府HP）：
<https://www8.cao.go.jp/pfs/sienseido.html>

(参考資料 1)

地域支援事業 (地域支援事業交付金・重層的支援体制整備事業交付金)

老健局認知症施策・地域介護推進課 (内線3986)

令和8年度当初予算案 1,807億円 (1,800億円) ※()内は前年度当初予算額 ※下線部が拡充分

1 事業の目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、切れ目のない在宅医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。



2 事業費・財源構成

事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

【事業費の上限】

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業
「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」
※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能
- (2) 包括的支援事業・任意事業
「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」
+ 「社会保障の充実分」

財源構成

	(1)	(2)
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業		
1号保険料、2号保険料と公費で構成 (介護給付費の構成と同じ)	国 25%	38.5%
	都道府県 12.5%	19.25%
	市町村 12.5%	19.25%
(2) 包括的支援事業・任意事業		
1号保険料と公費で構成	1号保険料 23%	23%
(2号は負担せず、公費で賄う)	2号保険料 27%	-

3 実施主体・事業内容等

実施主体 市町村

事業内容 高齢者のニーズや生活実態等に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的にサービスを提供する。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

ア サービス・活動事業 (第一号事業)

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント

イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅医療と介護の連携体制、認知症高齢者等への支援体制等の構築を行う。

ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化 (家族介護者に係る地域課題への対応を含む)、認知症施策の推進、地域ケア会議の開催

③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。

- ・介護給付費等費用適正化事業
- ・家族介護支援事業 (家族介護者の働き方の希望等に配慮した相談窓口の設置、企業や家族介護者同士を含む地域全体でのネットワーク構築等を含む) 等

(参考資料 2)

令和8年度における地域支援事業交付金等に係る予算 (案) について

- 令和8年度における地域支援事業交付金・重層的支援体制整備事業交付金に係る予算 (案) については、近年の執行状況等を勘案しつつ、総合事業に係る介護職員等の処遇改善や家族介護者への相談支援体制の充実等を踏まえ、1,807億円を計上している。
(参考) 令和8年度予算 (案) ※ () 内は前年度当初予算額
地域支援事業交付金等：1,807億円 (1,800億円)
うち重層的支援体制整備事業交付金分：365億円 (336億円)
※ 令和7年度同様、令和8年度の執行に関し、全国の保険者からの協議状況により一部の交付決定を留保するなどの対応も想定。
なお、本交付金は義務的経費であり、仮に当年度中に交付できない状況が生じた場合は翌年度に精算交付を行う。
- また、財務大臣・厚生労働大臣合意事項として、「第10期介護保険事業計画期間を見据え、保険者の管理の下、多様な主体が参画し、高齢者が多様なサービスから選択することができるよう (…中略…) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図るための取組について、検討する」こととされている。

	令和8年度分			令和7年度分		
	合計	うち地域支援事業	うち重層	合計	うち地域支援事業	うち重層
介護予防・日常生活支援総合事業	872億円	858億円	14億円	923億円	909億円	14億円
包括的支援事業 (地域包括支援センター運営分) ・任意事業	681億円	397億円	284億円	669億円	385億円	284億円
包括的支援事業 (社会保障充実分)	254億円	186億円	68億円	207億円	169億円	38億円
合計	1,807億円	1,442億円	365億円	1,800億円	1,464億円	336億円

※四捨五入により内訳と合計が一致しない場合がある。

7. 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）について

（1）基金事業の新設・拡充等について

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）については、介護従事者の確保及び定着を進めていくため、令和8年度より以下の事業を新設するので、各都道府県においては、管内の市町村及び関係団体等に周知を図るとともに、本基金の積極的な活用をお願いする。（別添資料）

なお、既存の事業についても、介護従事者の確保の観点から特に重要と考えられるもの（各種研修、介護生産性向上総合相談センターの設置、ハラスメント、認知症、高齢者の社会参加（ボランティアポイントや事務お助け隊等）に資する事業など）については、積極的な取組をお願いする。

※令和8年度地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）予算案における新規メニューについて（予算額86億円（国費））

- ①（新設）訪問介護における人材確保のためのタスクシェア・タスクシフトの推進支援
- ②（新設）中山間・人口減少地域等に存在する通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の推進支援
- ③（新設）訪問介護事業所のサテライト（出張所）設置の推進支援
- ④（新設）地域のケアマネジメント提供体制確保支援

上記のほか、認知症に関する事業の取扱いについては、後述の「18. 認知症施策に関する令和8年度予算案について」を参照願いたい。

（2）令和7年度補正予算「医療・介護等支援パッケージ（介護分野）介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業、訪問介護・ケアマネジメントの提供体制確保支援事業」の積極的な活用について

介護現場における職員の負担軽減・業務効率化、介護テクノロジーの導入や経営等の協働化・大規模化等、訪問介護の提供体制の確保の取組、地域のケアマネジメント提供体制の確保の取組を支援するため、令和7年度補正予算において291億円を計上しており、本省において翌年度に繰り越した上で、令和8年度も本事業を実施する予定である。

本事業は、

- ① 生産性向上に資する介護テクノロジー等の導入、地域全体での生産性向上の取組を普及・推進する事業の実施、小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善など協働化等の支援、経営改善支援モデル事業の実施、都道府県等による伴走支援等の実施（介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業）
- ② 経験年数の短いヘルパーへの同行支援やヘルパーの常勤化の支援など訪問介護等の事業所規模や地域の特性に合わせた支援のほか、訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトの推進支援、通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の推

進支援、訪問介護事業所のサテライト（出張所）設置の推進支援（訪問介護等サービス提供体制確保支援事業。項目2参照。）

- ③ 地域の特性に応じた介護支援専門員の人材確保体制の構築支援、シャドウワーク等の業務負担軽減支援、事業所規模等に合わせた経営改善支援（地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業。項目3参照。）

のメニューを設けている。

令和8年度地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）については、令和7年度補正予算の措置等を踏まえた必要額を計上しており、限られた予算を適切に執行する観点から、厚生労働省では令和8年度基金予算よりも令和7年度補正予算の繰越分（介護保険事業費補助金）を優先採択することを考えているので、各都道府県においては令和7年度補正予算の活用を優先して検討いただきたい。

（3）基金事業の適切な執行について

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）については、前述のとおり、令和7年度補正予算の措置等を踏まえて、必要額を計上している。令和8年度の執行に当たっては、早期執行を図る観点から、3月中旬から4月上旬を目途（令和7年度実績：6月）に協議書の提出依頼を行う予定であるので、各都道府県におかれても、早期の事業計画及び協議書の作成について対応をお願いする。

また、限られた予算額を適切に執行する観点から、以下の観点から所要額の精査を行う事としているので、各都道府県におかれても、所要額の精査について、ご検討をお願いする。

- ・ 各メニュー事業において、他の都道府県に比べて高額な所要額を計上している事業はないか。
- ・ これまでの執行実績からみて所要額が過大となっていないか。
- ・ 複数の類似事業を実施する場合、まとめて事業実施するなど、効率的かつ効果的な事業実施が検討できないか。

なお、地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の協議については、将来的に予算額を上回る協議額となる可能性があり、協議額が予算額を超過した場合には、予算の範囲内において採択を行うこととなることから、各都道府県におかれては、所要額の精査に加え、事業の優先順位づけの検討をお願いしたい。

（4）過年度に造成した基金の残余额の積極的な活用について

「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）を踏まえ、地域医療介護総合確保基金の管理方法等に関して

- ・ 令和6年度以降、地域医療介護総合確保基金を年度毎に造成せず、当該年度毎に決定された交付額（都道府県の負担も含む。）及び運用益に加え、過年度に造成した基金の残余额を一体的なものとして基金事業を実施する
- ・ 過年度に造成した基金の残余额を活用する場合、当該過年度の都道府県計画を変

更することを不要とする

などの改正を行い、事務負担の軽減を図ったところであるので、各都道府県においては過年度に造成した基金の残余额の積極的な活用をお願いします。

なお、介護従事者確保分の区分内であれば、過年度において異なる基金事業に充てることとしていた基金の残余额についても、新年度の都道府県計画において記載することで、他の基金事業に充てることが可能であるため、念のため申し添える。

拡充

地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業分）

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3878)

※メニュー事業の全体

令和8年度当初予算案 86億円（97億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」等に資する事業を支援する。

2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。（実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3、令和6年度交付実績：44都道府県）※下線(令和8年度拡充)

参入促進	資質の向上	労働環境・処遇の改善
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における介護のしごとの魅力発信 ○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援 ○ 介護未経験者に対する研修支援 ○ 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の職場体験支援 ○ 介護に関する入職研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、ボランティアセンターやシルバー人材センター等との連携強化 ○ 人材確保のためのボランティア活用支援 ○ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進 ○ 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備 ○ 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方や常勤職員として働きやすくなるための環境整備のための支援 ○ 介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化 ○ 訪問介護における人材確保のためのタスクシェア・タスクシフトの推進支援 ○ 中山間・人口減少地域等に存在する通所介護事業所等の多機能化(訪問機能の追加)の推進支援 ○ 訪問介護事業所のサテライト(出張所)設置の推進支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護人材キャリアアップ研修支援 <ul style="list-style-type: none"> ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段階における7セクター講習受講 ○ 介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修 ○ 介護支援専門員法定研修講師養成及び資質向上 ○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施 ○ 潜在介護福祉士の再就業促進 ○ 知識や技術を再確認するための研修の実施 ○ 離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握 ○ チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修 ○ 地域における認知症施策の底上げ・充実支援 ○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 ○ 生活支援コーディネーターの養成のための研修 ○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 ○ 介護施設等防災リーダーの養成 ○ 外国人介護人材の研修支援 ○ 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新人介護職員に対するエルター・メンター(新人指導担当者)養成研修 ○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及 ○ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催、両立支援等環境整備 ○ 介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジー(介護ロボット・ICT)の導入支援(拡充・変更) ○ 総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進 ○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援 ○ 子育て支援のための代替職員のマッチング等の介護職員に対する育児支援 ○ 介護職員に対する悩み相談窓口の設置 ○ ハラスメント対策の推進 ○ 若手介護職員の交流の推進 ○ 外国人介護人材受入施設等環境整備 ○ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業 ○ 地域のケアマネジメント提供体制確保支援 等

○ 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
○ 介護人材育成や雇用管理体制の改善等に取組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営・事業者表彰支援 ○ 難島、中山間地域等への人材確保支援

訪問介護における人材確保のための タスクシェア・タスクシフトの推進支援

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3983)

令和8年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円の内数（一）※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 5.9億円

1 事業の目的

介護分野に限らず様々な業種で人材確保が課題となる中で、訪問介護の深刻な人手不足に対応し、在宅で暮らす高齢者の生活を継続的に支える観点から、地域のボランティア組織や福祉的就労機関、民生委員や家政婦（夫）、退職後の高齢者、学生・若者など地域の多様なリソースを地域の支援体制に組み込み、訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトを全国的に推進することで、介護人材の負担軽減と地域における持続可能なサービス提供体制の維持・強化を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

(1) 事業の概要

訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトを全国的に推進する観点から、都道府県が行う、訪問介護事業者と地域の多様な人材等との連携・調整のほか、研修制度の構築や地域資源とのマッチング、業務の切り分けに関するガイドラインの作成等を支援

(2) 実施主体

都道府県（社会福祉協議会や福祉人材センター等への委託可能）

(3) 補助対象経費

- 以下の取組に必要な経費
- ✓ 家政婦（夫）との協働モデルの構築と研修受講要件緩和（総合事業）の検討
- ✓ 地域ボランティア・学生等とのマッチング支援（人材バンクの整備等）
- ✓ 業務の役割分担ルールの策定や実証事業の実施
- ✓ 先進的な共生型生活支援体制の構築に資する調査研究
- ✓ ケアマネ事業所や包括支援センターとの連携体制の構築等

(4) 補助率及び事業スキーム 補助率 国：2/3



3 事業のイメージ図



通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の推進支援

令和8年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円の内数（一）※0内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 11億円

1 事業の目的

近年、訪問介護事業所の休止・廃止により、特に人口減少が進む中山間地域等において、地域内に訪問介護サービスを提供する事業所が1か所も存在しない地域が生じている。一方、これらの地域には通所介護が残存している場合が多く（※）、こうした既存の事業所の役割の多機能化（訪問機能の追加）を支援することで、地域における在宅介護のインフラを効率的かつ迅速に再構築し、将来にわたって安定的な訪問介護サービスの提供体制の確保を図っていく。

（※）介護サービス情報公表システムのオープンデータによると訪問介護事業所のない自治体は全国に約100町村程度存在（令和6年12月末）。そのうち約8割の町村には通所介護、地域密着型通所介護のいずれかの事業所が存在。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

(1) 事業の概要

訪問介護サービスの提供主体が存在しない、または必要なサービス提供が困難な状況（提供回数や移動距離等を勘案）にある地域に所在する通所介護事業所等に対して、

- ・ 訪問機能の導入に向けた伴走支援（導入前支援）
- ・ 訪問機能の導入にかかる初期費用の助成（導入時支援）
- ・ 訪問機能の導入から一定期間の定額補助（導入後支援）

を行うことにより、初期コストの負担や収支が安定するまでの損失リスクを緩和しながら、訪問介護事業への参入の意思決定を後押しし、通所介護事業所の多機能化（訪問機能の追加）を推進する。

(2) 実施主体

都道府県

(3) 具体的な補助要件や補助内容等

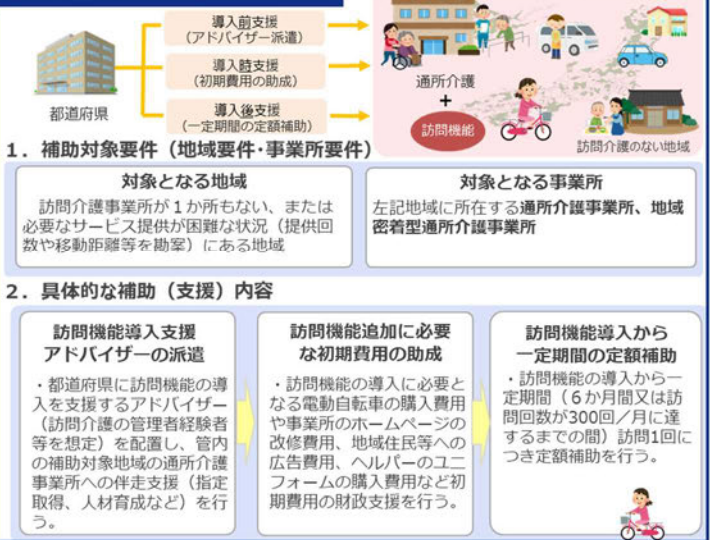
右図参照

(4) 補助率及び事業スキーム

補助率 国：2/3



3 事業のイメージ図



訪問介護事業所のサテライト（出張所）設置の推進支援

令和8年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円の内数（一）※0内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 12億円

1 事業の目的

- 人口規模が小さく、介護ニーズが限定的な中山間・人口減少地域等においては、安定的な経営に必要な利用者数の確保が難しく、事業者の新規参入が進みにくい状況にある。
- こうした地域においては、画一的な人員配置基準に縛られることなく、地域の需要に応じた柔軟な人員配置が可能となるサテライト（出張所）の設置が有効と考えられるが、制度の認知不足や初期費用の負担が障壁となり、全国的な普及には至っていないのが実情。
- このため、これらの障壁の解消を図るため、拠点設置時の初期費用等に対する支援措置を講じることにより、サテライトの設置を促進し、訪問介護サービスの提供体制の維持・確保を図っていく。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

(1) 事業の概要

通常の事業の実施地域を越えて、サテライト（出張所）を設置する訪問介護事業所に対して、

- ・ 制度の周知や設置に向けた伴走支援（導入前支援）
- ・ 設置にかかる初期費用の助成（導入時支援）
- ・ 一定期間のランニングコストの助成（導入後支援）

などを実施することにより、サテライト設置に伴う制度的・運営的な課題の解消を図りつつ、事業者の意思決定を後押ししていく。

(2) 実施主体

都道府県

(3) 具体的な補助要件や補助内容等

右図参照

(4) 補助率及び事業スキーム

補助率 国：2/3



3 事業のイメージ図



地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業

令和8年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の86億円の内数（一）※0内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 14億円

1 事業の目的

- 複合的な課題を抱える高齢者の増加に伴い、ケアマネジャーの役割の重要性が増大している一方で、ケアマネジャーの人数や居宅介護支援事業所数は減少傾向にある。利用者のために質の高いケアマネジメントを実現する観点から、ケアマネジャーがケアマネジメント業務に注力することができるよう、業務負担を軽減しつつ、なり手を確保していくことが喫緊の課題である。
- こうした中で、地域の高齢者に対して適切なケアマネジメントが提供されるよう、地域の特性に応じたケアマネジャーの人材確保体制の構築やタスクシフト支援、事業所規模や地域の特性に合わせた経営改善支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

① 介護支援専門員人材確保支援事業

(1) 概要

地域におけるケアマネジャーの人材確保のため、中山間・離島等地域における採用活動の支援、「潜在ケアマネジャー」の復職等、人材確保に資する取組等を支援する。

(2) 補助対象経費（例）

- ア. 中山間・離島等地域における採用活動
- イ. 「潜在ケアマネジャー」の実態把握や事業所とのマッチング、復職後の相談対応や環境整備の支援 等

② 介護支援専門員業務負担軽減支援事業

(1) 概要

介護支援専門員の業務負担軽減のため、事務的な業務のタスクシフト支援、シャドウワークに関する相談窓口の設置等の取組を支援する。

(2) 補助対象経費（例）

- ア. 事務職員の採用や研修の支援
- イ. 公共的な団体による業務の受け皿創設支援
- ウ. シャドウワークに関する相談窓口の設置

③ 居宅介護支援事業所経営改善支援事業

(1) 概要

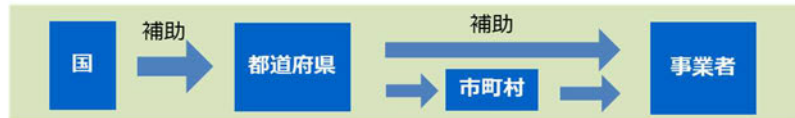
居宅介護支援事業所等の経営改善のため、専門家の派遣やケアマネジャーが長く働き続けられる勤務環境の整備等を支援する。

(2) 補助対象経費（例）

- ア. コンサルの派遣による、加算の新規取得や職員の待遇改善、大規模化・協働化等の経営改善支援
- イ. 利用者確保のための広報活動支援

実施主体：都道府県

負担割合：国：2/3、都道府県1/3



8 人口減少・サービス需要の変化に応じた介護サービス提供体制の確保について

1. 離島・中山間地域等における介護サービス提供体制の確保について

介護サービスは、利用者や家族の方々にとって欠かせないものであり、離島、豪雪地帯、中山間地域等においても、地域の実情に応じて、介護サービスの提供体制を確保することは重要である。

一方で、同地域において、介護サービスの提供体制を確保するに当たっては、利用者数が少ないため事業所運営にあたりスケールメリットを得ることが難しいことや介護人材の確保が困難であるといった課題があるため、これまでも、通常の人材確保対策に加えて、以下のとおり、当該地域を対象とした人材確保対策や介護報酬上の加算などサービス提供体制確保等に係る支援や、離島等相当サービスなど介護サービス事業所の運営に当たって課される基準の緩和措置を行っている。

人材確保対策等の事業については、令和7年度補正予算や令和8年度予算案においても、離島・中山間地域等の介護サービス提供体制の確保に向けた対策の充実を図っているため、離島・中山間地域等を抱える自治体においては、各事業を積極的に活用いただくとともに、都道府県においては、管内市町村が必要な取組を実施できるよう支援をお願いする。

また、介護報酬上の加算措置や離島等相当サービスなどの基準緩和措置についても、各自治体の実状に応じて、積極的に活用いただくようお願いする。

(1) 人材確保・サービス提供体制確保対策等

ア 離島、中山間地域等における介護人材確保支援事業（介護医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）） <資料1参照>

離島・中山間地域等において、離島、中山間地域等の地域外から地域内の介護事業所に就職するための引越費用や、離島・過疎地域等への合同就職説明会、U・I・Jターンの促進など、離島等の介護人材の確保の取組に係る費用についての補助を行っている。

イ 離島・中山間地域等サービス確保対策事業【拡充】（介護保険事業費補助金）
<資料2参照>

離島、中山間地域等の実情を踏まえた介護サービス確保等のため、離島や中山間地域等におけるホームヘルパー養成等、人材の確保対策に重点をおき、具体的な方策・事業の検討や試行的事業を実施するための費用の補助を行っている。

令和8年度予算案においては、市町村に対する柔軟な人員配置によりサービス提供を可能とする離島等相当サービスの導入支援や、サービス提供に当たって必要となる船賃の支援について、事業内容の拡充を図ることとしている。

※ なお、令和7年4月において、中山間地域での活用を促進するために「離島等サービス確保対策事業」の事業名を「離島・中山間地域等サービス確保対策事業」に変更

している。

ウ 令和7年度補正予算によるサービス提供体制支援関連事業

① 通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の推進支援

訪問介護サービスの提供主体が存在しない、または必要なサービス提供が困難な状況にある地域に所在する通所介護事業所等に対して、訪問機能の導入に向けた、導入前、導入時、導入後の取組の支援に係る費用の一部について補助を実施。（項目2参照）

② 訪問介護事業所のサテライト（出張所）設置の推進支援

通常の事業の実施地域を越えて、中山間地域や離島等にサテライト（出張所）を設置する訪問介護事業所に対して、導入前、導入時、導入後の取組の支援に係る費用の一部について補助を実施。（項目2参照）

③ 地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業

中山間・離島等地域の高齢者に対しても適切なケアマネジメントが提供されるよう、中山間・離島等地域に所在する事業所における採用活動に係るかかり増し費用や、居宅介護支援事業所等の経営改善のための専門家の派遣にかかる費用等の一部について補助を実施。（項目3参照）

（2）介護報酬上の加算措置

訪問系・通所系サービスについては、離島・中山間地域等に事業所が所在している場合や当該地域に居住している利用者に対してサービスを提供した場合に、以下の加算で評価している。

① 特別地域加算（基本報酬の15/100）

② 中山間地域等における小規模事業所加算（基本報酬の10/100）

③ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（基本報酬の5/100）

なお、これらの加算の算定により利用者負担額が増額するため、利用者負担軽減措置として、他地域との均衡を図る観点から低所得者の利用者負担額の1割を軽減するための補助事業も設けている。＜資料3参照＞

（3）基準該当サービス・離島等相当サービスの導入推進

介護保険制度では、厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準を満たしていない場合においても、「基準該当サービス」又は「離島等相当サービス」として、柔軟なサービスの提供を可能としている。

このうち、離島等相当サービスについては、その活用が十分に進んでいるとはいえない状況にあることから、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」では、「当該サービスの運用実態や地方公共団体の

意向等を調査し、活用の妨げとなり得る要因を分析した上で、中山間地域等における活用を促進する方策を検討し、令和7年度中に結論を得る。」とされた。

令和7年度においては、当該方針も踏まえ、中山間地域等における当該サービスの活用を促進する方策を検討するため、都道府県や市町村を対象とした当該サービスの運用実態等に関する「令和7年度老人保健健康増進等事業「中山間地域等における安定的な介護サービスの提供に資するための方策に関する調査研究事業」」を実施した。

実態調査結果、実施自治体の実施例及び制度に関する情報や、導入の際の事務手続きの手順等をまとめた調査研究報告書については、令和8年4月以降に三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社のホームページに掲載される予定であるので、都道府県におかれては、管内市町村に対して、広く周知するとともに積極的な活用を働きかけていただきたい。

(4) その他

これまでも、離島・中山間地域等において活用が可能である施策や介護サービスの提供体制確保に積極的に取り組む自治体の事例をまとめた手引やヒント集の作成、介護サービス提供体制の現状や体制確保の考え方等に係る調査を行っており、以下報告書においてまとめられているので適宜参考にされたい。(以下 URL はいずれも実施主体ホームページ。)

- 令和元年度老人保健健康増進等事業「離島等における介護サービスの提供体制の確保方策のあり方と既存施策のあり方に関する調査研究事業」
 - ・ 事業報告書
 - ・ パンフレット「離島等における介護サービスの提供体制の確保方策と既存施策に関する手引き」
(<https://www.kokushinkyu.or.jp/index/principalresearch/tabid/57/ItemId/743/dispmid/1547/Default.aspx>)
- 令和2年度老人保健健康増進等事業「離島等における介護サービス確保に向けた人材育成や自治体による支援方策に関する調査研究事業」
 - ・ 事業報告書
 - ・ パンフレット「介護人材確保にお悩みの離島や中山間地域 必見！～役立つヒント集～」
(<https://www.kokushinkyu.or.jp/index/principalresearch/tabid/57/Default.aspx?itemid=782&dispmid=1547>)
- 令和3年度老人保健健康増進等事業「離島等における介護サービス需要と今後の安定的な介護サービス提供のあり方に関する調査研究事業」

- ・ 事業報告書
- ・ ガイドブック「介護サービス需給に関するガイドブック～離島・中山間地域～」

(<https://www.kokushinkyō.or.jp/index/principalresearch/tabid/57/Default.aspx?itemid=792&dispmid=1547>)

2. 中山間・人口減少地域における介護サービス提供体制の柔軟な対応の検討

2040年に向けて、ほぼ全ての地域で生産年齢人口は減少し、中山間・人口減少地域においては、高齢者人口も減少し、サービス需要が減少する中、サービス提供の維持・確保を前提として、利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、新たな柔軟化の枠組みを設ける必要がある。

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和7年12月25日社会保障審議会介護保険部会）を踏まえ、中山間・人口減少地域における介護サービス基盤の維持・確保のため、国において、以下のとおり、柔軟化の枠組みを検討している。

これら柔軟化の枠組みについては、導入を希望する自治体において第10期介護保険事業計画期間中の実施を可能とすることを目指して、令和8年度において、必要な法案の準備と併せて、詳細な制度設計の検討を進め、社会保障審議会介護給付分科会等において議論を行っていくこととしているので、中山間・人口減少地域を抱える自治体においては、こうした国の動きと並行して、柔軟化の枠組みの活用について、必要な検討を進められたい。

（1）特例介護サービスにおける新たな類型

1（3）で述べたとおり、現行制度においては、厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準の一部を満たしていない場合においても、「基準該当サービス」、「離島等相当サービス」（特例介護サービス）として、柔軟なサービスの提供を可能としている。

今後、これらの枠組みに加えて、中山間・人口減少地域に限定した特例的なサービス提供を行う新たな類型を設けることを検討している。

具体的には、職員の賃金の改善に向けた取組、ICT機器の活用、サービス・事業所間での連携を前提に、職員の負担への配慮やサービスの質の確保の観点も踏まえ、管理者や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件の緩和等を行うことを検討している（居宅サービスのほか、施設サービスや特定施設入居者生活介護も対象）。

（2）地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み

中山間・人口減少地域においては、利用者の事情による突然のキャンセルや利用者宅間の移動に係る負担が大きく、また、サービス需要の縮小や季節による繁閑の激しさ等から、安定した経営が難しい課題がある。

このため、上記（１）の特例介護サービスの新たな類型の枠組みにおいて、安定的な経営を行う仕組みとして、例えば、訪問介護について、現行のサービス提供回数に応じた出来高払い報酬と、別途、包括的な評価（月単位の定額払い）を選択可能とすることを検討している。

具体的な報酬設計については、利用者像ごとに複数段階の報酬区分を設定することや、区分支給限度基準額との関係性にも配慮しつつ、包括化の対象範囲を設定するなど、きめ細かな報酬体系とする方向で検討を進めることとしている。

（３）介護サービスを事業として実施する仕組み

今後、サービスを提供する担い手だけではなく、更なる利用者の減少が進むことが想定される地域では、上記（１）、（２）といった給付における特例の仕組みを活用しても、なおサービス提供体制を維持することが困難なケースが想定される。

このため、こうした地域における柔軟なサービス基盤の維持・確保の選択肢の一つとして、給付の仕組みに代えて、市町村が関与する事業により、給付と同様に介護保険財源を活用し、事業者がサービス提供を可能とする仕組みを検討している。

具体的には、要介護者等に対して、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等といった給付で実施するサービスを実施できるようにするとともに、こうした複数のサービスを組み合わせて提供することも可能とすることを検討している。

また、この新たな事業は、地域支援事業の一類型として、その財源構成は、国、都道府県、市町村、１号保険料、２号保険料ごとに、現行の給付サービスと同様の負担割合とする方向で検討している。